

定期調査報告書第三面【6.備考】欄への記載について

I. タイル貼り等の外壁の全面打診調査状況について

1. 概要

平成20年より定期調査において、タイル貼り等の外壁で竣工後10年を経過した建築物については、全面打診調査が義務付けられております。具体的には、下記の外装材及び時期に該当する建築物が打診調査の対象となります。あなたが管理されている建築物が下記に該当する場合は、3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれがある部分を全面打診調査してください。

■対象となる外装材（いずれかに該当するもの）

- ①タイル貼り（乾式工法によるものを除く）
- ②石貼り（乾式工法によるものを除く）
- ③モルタル塗

■対象となる時期（いずれかに該当するもの）

- ①外壁改修から10年を超えている
- ②前回の外壁全面打診調査から10年を超えている
- ③全面打診調査、外壁改修とも行わず10年を経過している

2. 定期調査報告書第三面【6.備考】欄への記載方法

竣工後10年を超える上記の外装材を使用した建築物にあっては、以下の記載例を参考に、**全面打診調査の実施状況等**を記載してください。

記載例

(第三面)

調査等の概要

【6.備考】

- 例1) 平成〇〇年〇月 外壁全面打診調査を実施（または実施予定）
例2) 平成〇〇年〇月 外壁全面改修工事を実施（または実施予定）

II. 随時閉鎖式防火設備の有無について

1. 概要

平成28年の制度改正により、それまで建築物とあわせて調査していた随時閉鎖式防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャー）について、建築物の調査とは別に検査・報告を行うことが必要となりました。なお、小樽市は、初回の報告を平成30年度からとしています。

2. 定期調査報告書第三面【6.備考】欄への記載方法

建築物の定期調査報告書第三面【6.備考】欄に、以下の記載例を参考に、**随時防火設備の有無**を記載してください。なお、案内文「特定建築物等の定期報告について（お知らせ）」の(5)の表の「防火設備」にチェックがついていない建築物については記載の必要はありません。

記載例

(第三面)

調査等の概要

【6.備考】

- 例1) 随時閉鎖式防火設備なし
例2) 随時閉鎖式防火設備あり ○ヶ所